

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から8年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から8年3月まで
申立期間の国民年金付加保険料は、平成8年7月2日にA町役場の指定金融機関で一括納付しており、領収証書も所持している。申立期間の国民年金付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を一括納付した平成8年7月2日付けの領収証書を所持している。

一方、制度上、国民年金付加保険料を納期限までに納付しなかった場合は、納付を辞退したものとみなされることになっており、申立人の所持する領収証書の領収日の時点では、納期限を経過しているため、本来、申立期間の国民年金付加保険料は納付することはできない。しかし、平成3年4月から同年10月の国民年金付加保険料も、納期限の経過により納付できない時期に納付されているが、納付済みと記録されていること、及び申立期間の国民年金付加保険料が還付された事実は認められないことから、申立期間の国民年金付加保険料相当額を納付し、長期間、国庫歳入金として扱われていたと推認できることなどの事情を踏まえれば、時効であることを理由として申立期間の国民年金付加保険料の納付を認めないのは、信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月26日

A社で平成15年12月に賞与20万円の支給があり保険料控除もあったが、ねんきん定期便に記載が無い。事業主から、この賞与保険料について控除したと口頭で回答を得ているので、厚生年金保険の標準報酬を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における平成15年12月の賞与明細書により、申立人は、同年12月26日に支給された賞与から20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

岐阜厚生年金 事案 723

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和57年8月から59年7月までの期間を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和57年8月から59年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月1日から59年8月1日まで

昭和56年6月からA社に勤めたが、同年7月から59年7月までの期間、厚生年金保険標準報酬月額が実際に受けていた給与から見ると届出が誤っていると思われるため、記録訂正の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和57年8月から59年7月までの期間を24万円に訂正することが必要と認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が昭和57年8月から59年7月までの全期間にわたり一致していないことから、当該期間について事業主は、給料支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所(当時)は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和56年7月から57年7月までの期間については、申立人が提出した当該期間の給料支払明細書により、オンライン記録の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額

と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないためあつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和61年1月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月27日から同年2月10日まで

A社に昭和61年1月27日に入社し、平成21年6月15日まで同社B工場で継続勤務していたが、ねんきん定期便の記録では、昭和61年2月10日からの資格取得になっている。厚生年金保険被保険者期間が1か月相違していたため、申立事業所に問い合わせをしたところ、社員名簿が送られてきて、同名簿では入社が同年1月27日になっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の社員名簿の記録及び雇用保険の記録並びに給与明細書により、申立人は昭和61年1月27日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書で確認できる保険料控除額から17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年12月及び61年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年12月及び61年1月

昭和60年12月にA社を退職後、翌年2月からB社に勤めるまでの間は、父親が国民年金に切り替えて保険料を家族の分とまとめて納付していたはずである。当時は村からの集金に取りこぼしは絶対無く、納めていないことなどあり得ないので未加入とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、その父親に任せていたとしているが、その父親は既に死亡していることから、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の前後の厚生年金保険との切替手続の記憶も無く、会社退職後に強制的に国民年金に切り替わっていると述べているが、加入手続をしなければ、保険料を納付することはできないほか、その父親が申立人の国民年金加入手続をした形跡は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年6月に払い出され、同年5月に資格取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、申立人に対して納付組織による国民年金保険料の集金が行われたとは考え難い。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その上、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から63年3月まで

私の国民年金は、昭和50年9月ごろに母親が加入手続をした。56年4月の結婚後は、私か妻が毎月金融機関に保険料を一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は84か月と長期間であり、申立期間以外にも127か月の未納がある。また、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続は昭和50年9月ごろに母親が行ったとしているが、その母親は高齢のため、当時の状況が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和63年5月に職権適用者として払い出されており、申立人は、現在所持している国民年金手帳以外に交付を受けたことが無いとしていること、及び当該払出日からすると申立期間の一部は過年度納付することができるが、申立人やその妻は、さかのぼって納付した記憶は無いとしている上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせるような事情も見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年10月まで
国民年金の加入手続をした時期は定かでないが、役場で保険料を納付していた。申立期間が未加入及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続をした時期は定かでないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和38年11月ごろに同年11月4日を資格取得日として払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、このころに行われたものと考えられる。

また、申立期間当時、申立人の夫は、障害共済年金の受給権者であることから、申立人の国民年金の加入については任意加入となり、申立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 725

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 6 月 11 日から同年 10 月 3 日まで
昭和 28 年に中学校を卒業後、A 県 B 町の C 社に入社し、3 か月ぐらいでいったん辞めて、その後、所在地が D 市 E 区だったと思われる F 社へ入社した。仕事内容は、キャラメルやガムを包む仕事であった。
給料は働いただけもらえる仕組みで、勤務時間は朝 8 時から夕方 5 時までであった。働いた期間は 3 か月ほどであったが、間違いなく働いていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、期間の特定はできないものの、F 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、F 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の記憶する同僚の氏名は確認できない上、複数の同僚は、正社員以外に臨時雇用の職員がいた旨証言している。

また、申立事業所は昭和 32 年 5 月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の連絡先も不明であることから、申立人の主張を確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、当該名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号も連番となっており、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 29 日から同年 5 月 1 日まで

私は昭和 51 年 4 月から 54 年 4 月までの間、A 信用組合に勤め、退職日は同年 4 月 30 日である。ところが、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 4 月 29 日となっている。源泉徴収票にも退職日が同年 4 月 28 日と記載されているが、国民年金の加入日は同年 5 月 1 日となっていることから、退職日が同年 4 月 30 日であると同信用組合から説明を受けていたと思う。厚生年金保険の被保険者期間を正しく訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の離職日（離職票交付済み）、B 厚生年金基金作成の「退職所得の源泉徴収票（B 厚生年金基金の一時金給付）」の退職年月日が昭和 54 年 4 月 28 日と印字されていること、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び B 厚生年金基金の資格喪失日の記録が同年 4 月 29 日と符合していることが確認できる。

また、A 信用組合は昭和 62 年 * 月 * 日に解散しており、営業譲受先である C 社においても、申立人の主張を確認できる関連資料等を得ることができない上、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 4 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 53 年 1 月から A 社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録は同年 7 月 1 日からとなっている。入社当時から事業主に社会保険加入について要求しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶していることから、厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の A 社における雇用保険記録は、昭和 53 年 1 月 4 日から平成 4 年 9 月 1 日であることが確認できる。

しかし、オンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 53 年 7 月 1 日であるところ、複数の同僚が、同年 6 月以前は、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったと証言している上、同僚の一人が保有する給料支払明細書（昭和 53 年 1 月、同年 5 月及び同年 6 月分）でも保険料の控除を確認することはできない。

また、当時の経理担当者は、「厚生年金保険加入前は、保険料額も分からないのに控除できない」と証言している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。